

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十二号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第二項第一号中「同号」を「同条第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「同項第一号」を「同条第二項」に改める。

付則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に係る保険料の減免の申請の特例）

第六条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等が、条例第十二条第三項の規定により保険料（令和元年度分及び令和二年度分の保険料であつて、納期限が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に属するものに限る。）の減免の申請をしようとする場合は、第三十八条第一項の規定にかかわらず、区長が別に定める申請書を区長に提出しなければならない。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都北区介護保険条例施行規則第三十八条の二第二項の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険

料については、なお従前の例による。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十三号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の申請の特例）

7 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等が、条例第二十四条第二項の規定により保険料（令和元年度分及び令和二年度分の保険料であつて、納期限が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に属するものに限る。）の減免の申請をしようとする場合は、第二十二條の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、区長が別に定める申請書及び添付書類を区長に提出しなければならぬ。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十四号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年六月東京都北区条例第二十六号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年三月三十一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十五号

東京都北区健康増進法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区健康増進法施行細則（平成十五年四月東京都北区規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十七条第一項（法第二十九条第二項及び第三十二条第三項）を「第六十一条第一項（法第六十三条第二項及び第六十六条第三項）」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十六号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「一年間の勤務日数」の下に「及び夏季の期間における勤務月数」を加える。

別表第四中

一年間の勤務日数	二百十七日以上	二百十九日から	二百二十一日から
日数	三日	二日	一日

を

一年間の勤務日数	二百十七日以上	二百十九日から	二百二十一日から
		二百十六日まで	二百十八日まで

める。

付 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

数		間 に お け	夏 季 の 期
一 月 以 下	一 月 超	二 月 超	
二 日	三 日	四 日	
一 日	二 日	三 日	
〇 日	一 日	二 日	

に
改

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第五十七号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十号及び第十一号を次のように改める。

十 健康増進法（平成十四年法律第三百号。以下この号において「法」という。）健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下この号において「改正法」という。）及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下この号において「改正省令」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。

イ 法第十条第三項の規定による国民健康・栄養調査の執行に関する事務

ロ 法第十八条第一項の規定による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施

ハ 法第二十二条の規定による特定給食施設に対する指導及び助言

ニ 法第二十九条第二項の規定による法第二十七条第一項の特定施設等における喫煙の中止命令及び法第二十八条第四号に規定する特定施設の喫煙禁止場所からの退出命令

ホ 法第三十一条の規定による法第三十条第一項の特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言

へ 法第三十八条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
ト 法第六十一条第一項の規定による特別用途食品の検査及び収去
チ 改正法附則第二条第五項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
リ 改正法附則第三条第三項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
ヌ 改正省令附則第二条第六項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理
ル 改正省令附則第二条第七項の規定による喫煙可能室の変更の届出の受理
ヲ 改正省令附則第二条第八項の規定による喫煙可能室の廃止の届出の受理
十一 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号。以下この号
において「条例」という。）及び東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十
一年東京都規則第九十五号。以下この号において「規則」という。）に基づく
次に掲げる事務に関すること。
イ 条例第八条第二項の規定による同条第一項の既存特定飲食提供施設におけ
る喫煙の中止命令及び喫煙禁止場所からの退出命令
ロ 条例第十条の規定による条例第九条第一項の管理権原者等並びに同条第二
項及び第三項の管理権原者に対する指導及び助言
ハ 条例第十二条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
ニ 規則第三条第一項の規定による喫煙可能室の設置の届出の受理
第二条中「第十一号のハ、第十一号のニ」を「第十号のハからヲまで、第十一号

のイからニまで」に改める。

付 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。